

一般社団法人行政書士協議会賛助会員規約

(目的)

第1条

本規約は、一般社団法人行政書士協議会（以下、「協議会」という）の賛助会員につき次のように定める。

(会員種別)

第2条

本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同・共感し、本会の活動を支援しようとする個人及び法人とする。

2. 個人賛助会員は、別途定める会費を納める個人とする。
3. 法人賛助会員は、別途定める会費を納める法人または団体とする。

(入会)

第3条

本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、協議会の承認を受けなければならない。

2. 個人賛助会員の入会は、原則として本会の正会員2名以上、または本会理事1名以上の推薦を必要とする。
3. 法人賛助会員の入会は、本会の正会員2名以上、または本会理事1名以上の推薦を必要とする。
4. 賛助会員は、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(会費)

第4条

賛助会員は別表に定める会費を支払うものとする。

2. 納入された会費は、理由の如何を問わず返還されない。
3. 会費は諸般の事情により変更することができる。

(会員特典)

第5条

賛助会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

(有効期間)

第6条

会員資格の有効期間は、本会が入会申込書を受け付け、入会承認の通知を発送、または送信した日から1年間とし、以後、書面による退会の申し出がない限り、自動的に更新されるものとする。

(退会)

第7条

会員が本会を退会しようとするときは、退会届を書面にて提出しなければならない。

2、退会し、会員としての資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

(資格喪失)

第8条

会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会の解散した時
- (2) 個人会員が死亡した時
- (3) 法人会員が法人格を喪失した時
- (4) 除名された時
- (5) 3ヵ月以上、正当な事由なくして会費滞納した時

(除名)

第9条

本会は、以下の行為を行った、もしくは行ったとみなされる会員については、理事会に諮り、除名することができる。

2、賛助会員の除名要件は下記の通りとする。

- (1) 社会的公序良俗に反する行為
- (2) 本会の品位を著しく傷つける行為
- (3) 本会の評判を著しく貶める行為
- (4) 上記に関わる一切の疑惑のある行為
- (5) その他、上記以外の本会の主旨に反する行為

(再入会)

第10条

会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

(補則)

第 11 条

本規約に定めなき事項については、都度協議会理事会において定める。

付則 本規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以上

(別表)

会員種別による入会金及び年会費

会員種別	入会金	会費 (月額)
賛助会員 (個人)	10,000 円	3,000 円
賛助会員 (法人)	20,000 円	5,000 円

会員特典

- (1) 本会会報紙をお届けします。
- (2) 本会主催のセミナー等を会員優遇価格で優先受講していただけます。
- (3) その他、本会が行う事業の会員優遇価格をご提供します。